

環境トピックス



問い合わせ先 環境課 ☎ 40-5559

石橋地区の
みなさまへ

平成25年4月からごみの分別方法が追加されます

このマークが目印です



分別の対象となるもの

⇒商品の中身を使ったり食べたりして不要になる、プラスチック製の容器及び包装です。

プラスチック製容器包装

袋類



フィルム・ラップ類



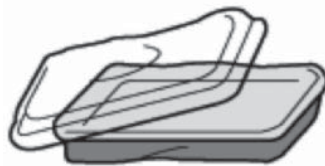
ふた類



ボトル類



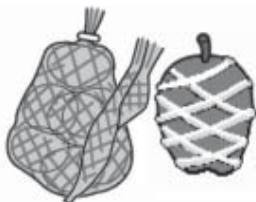
カップ・パック類



トレイ類



ネット類



発泡スチロール製の
緩衝材類



表示されていませんが、
以下のものも対象です

- ・無地のレジ袋
- ・スーパー等にある
ロール状のビニール袋

来年の4月から、これまで「燃えるごみ」として出されていた「液体洗剤の容器」、「コンビニ弁当の容器」、「お菓子を包んでいたプラスチックの包装」などを、新しく「プラスチック製容器包装」として分別収集します。新しいリサイクルの分別にご協力をお願いします。

■問い合わせ先 環境課 ☎ (40) 5 5 5 9